

～大牟田市の各種公園ボランティア制度のご案内～

市では、市民の皆さまが気持ちよく安心して利用できる公園づくりのため、公園内の除草や清掃、花壇の管理などを行っていただける個人、団体を募集しています。

現在、大牟田市で管理している公園は243公園。ライフスタイルにあった制度で、美しいまちづくりに参加してみませんか？

募 集
しています。

草取りや清掃活動で公園をきれいにしたい！



①公園愛護報奨金交付制度

◆制度概要

年間を通した都市公園の除草、清掃等の維持管理活動を行う団体に対して、報奨金を交付します。また、活動に必要な用具や資材を支給します。

◆申込み資格

2名以上の団体。

◆活動内容

毎月1回以上の除草及び清掃活動。

◆報奨金交付額

- ・1公園につき、基本額：15,000円
- ・活動面積による増額：100㎡につき1,000円
- ・トイレ清掃による増額：1棟につき5,000円



花の植栽や管理で公園をきれいにしたい！

②まちの美緑花ボランティア制度

◆制度概要

年間を通して公園の花壇や植栽帯の維持管理を行う個人、又は団体に対して、花苗等の配布や、維持管理に必要な用具を支給します。

◆申込み資格

18歳以上の個人又は団体。

◆活動内容

年間を通した公園内の花壇及び植栽帯の花苗の植え付けや維持管理。

◆支給品

春と秋の年2回、公園内の花壇に植栽する花苗と肥料を支給します。





③みんなの公園サポーター制度

◆制度概要

都市公園での美化活動や公園施設の塗装等の修繕など、公園管理全般にかかるボランティアを行う個人、又は団体に対して、活動に必要な用具や資材を支給します。

◆申込み資格

18歳以上の個人又は団体。

◆活動内容

- ・年に1回以上の活動。(一過性もしくは不定期でも可。)
- ・活動内容については、市へご相談ください。

◆大牟田市公園サポーター登録認定証

制度に登録された個人又は団体に対し、公園サポーター登録証を交付します。



●市の支援

公園ボランティア制度を活用される皆さまの活動に対し、以下のサポートを行います。

- ・草刈機の無料貸し出し
- ・活動に必要な用具・資材等の支給 (ボランティア清掃袋、竹ぼうき、松葉ぼうき等)
- ・サインボード設置や市ホームページによる活動状況の報告
- ・ボランティア保険の適用

●公園ボランティア制度のしくみ

①公園愛護報奨金制度 ※毎年申請



②まちの美緑花ボランティア制度 ※自動更新



③みんなの公園サポーター制度 ※自動更新



◆大牟田市公園ボランティアに関するお問合せ◆

大牟田市 都市整備部 都市計画・公園課 公園・緑化担当

電話:0944-41-2782 ファクス:0944-41-2795

Eメール: e-toshi-kouen01@city.omuta.fukuoka.jp